



KAIGO TREND NEWS

## 介護保険事業の運営の姿勢について



麦の実り多摩 介護支援専門員 樋口 浩

介護関連の情報紙を読んでいると、閉鎖や赤字などの内容で閉鎖する事業所が出ていくことを目にします。介護保険報酬の改定によって介護保険事業がかなり揺り動かされたことをはじめ、情報公開、指導や監査の調査が厳しくなったこと、書類の多さなど費用対効果が悪くなったことなどで魅力がなくなったことが原因と思われます。平成18年度の改定で、ケアマネは40人未満の利用者になり、運営基準も盛り沢山となってしまったことからケアマネ難民と一時期いわれました。ところが昨今では、ヘルパー難民という言葉もささやかれています。追い討ちをかけるように、医療制度の改正で訪問看護ステーションの看護師も少なくなってきました。介護保険制度で働く職員や事業所の閉鎖などが続くと、今度は介護保険難民が続々と生まれるのではないのでしょうか。

たしかに、介護保険制度が発足以来、制度の内容が段々と複雑化し、内容そのものも細くなってきた状況になっている中で『介護が好きなのに介護保険事業で食べてゆけない』のが現実です。では、本当に閉鎖しないといけないのか。いや、決してそうではないと思うのです。やり方は色々あるように思います。そこで今号より、私の経験から、本気で介護保険事業という事業を運営したい方に、さまざまな意見やご提案をしたいと思います。

### 1『介護を侮るな!』

いきなり、何故、こんなことを書くかといいますと『介護』

という内容、仕事、責任を本当に理解して事業を進めているのかということをお願いしたいのです。訪問介護は利益がやすいとか、居宅介護支援は赤字になるとか、年寄りの介護だからやりがいがある…。こんな程度で投資をして事業を展開するのであればやめてください。介護保険事業は、マーケット市場ではこれからも魅力のある分野であることは確かでしょう。しかし、「確固とした理念やビジョンがなければ続けられない分野」であることを理解していただきたいとします。「介護を侮るとしっぺ返しがかかる」ことを覚悟で事業を開設してほしいのです。これは、特に経営者には声を大にしてほしい。運営者が介護保険制度を知らず、中間幹部に運営を任せ、軌道に乗らない場合は中間幹部の責任にする。また、収支上の数字で目標値を立てて中間幹部に責め立てる。確かに中間幹部や現場職員にも収支に対する責任はありますが、介護保険制度の内容を知らずに開設するほど危険なことではない。介護そのもの、介護保険制度の規制、介護保険制度は公的制度であり公金が動いていることを勉強してほしいです。今回は運営者への忠告です。運営者・経営者は現場には携わらない方も多くいると思いますが、まず、介護・介護保険制度・公金扱いについて充分勉強してください。そこから本気で事業を進められると思います。

次回も介護保険事業の運営についての考えを述べたいと思います。



## 新商品紹介 介護ニューズペーパーサービス

健康情報や簡単でヘルシーなお料理など、生活に役立つ情報を利用者様にお届けするニューズペーパーを事業所様のお手間を掛けずに作るサービスです。

記事は弊社で作り、題字と発行人の空欄に事業所様のお名前を印刷します。「毎月請求書の発送だけで味気ない」「事業所便りを作るのが大変! 時間と人がいない」「専門業者に頼むとコストがかかる」などの悩みを全て解決します。現在無料お試しキャンペーン中ですので、詳しくはお問い合わせください。

◎キャプスホームページ <http://www.tanishi.co.jp/kaigo/index.html>



記事は100%手作りです!

◎だより、△△通信など、貴事業所オリジナルの事業所だよりとしてお使い頂けます。利用者様とのコミュニケーションツールとして大変便利!

## 訪問看護の現場より 看護師のきもち

### 第4回

# 「今、医療・介護の現場は人手不足!!!!!!」 私の勤める訪問看護ステーションの紹介 「元気がでる秘訣」



訪問看護ステーション「さいの」看護師 玉田八重子

診療報酬の改訂で病院の「7対1」看護体制整備に評価がされ、保険請求ができるようになりました。そのため、看護師獲得の競争が激しくなっています。

在宅を支える中小のステーション(事業所)では、益々人材の確保に苦勞をされていることでしょう。しかし、今勤めているステーションの人材確保戦略は嬉しく、元気が出ます。今回はその秘訣をお知らせしたいと思います。

まず、働く側の勤務時間(季節)に調整をしてくださる。「〇〇べき論」ではなく、心の広い柔軟な雇用体制です。総合病院で8時間勤務を行ってきた私や友人にとって、自分の働き方が選べるという事は何よりの至福です。また、農作業を抱えるある同僚は、5月～9月ごろの忙しい時期は休み、作業の少ない時期に復帰する。定年退職後、趣味の日は趣味を優先して働き続けるといった生涯現役のスタイルの働き方。また、子育て中の看護師は、勤務時間や拘束時間、休暇の取得も難しく厳しかった病院や医院勤めに比べて、子供の時間に合わせた働き方ができます。例えば、夏休みなどの長い休暇中は職場(事務所)で訪問中の母親を待つことも可能です。「元気で働く母親の姿を見て」育児にも良い影響を与え、親子共々安心で元気が出るのではないかと考えています。

小さなステーション(事業所)ですが、上記で挙げたように、一つの家庭のようにメンバーが、条件を整えて満足できる働き方ができる場です。これこそ人材確保戦略の要ではないでしょうか? 様々な条件を持ったメンバーの構成は、それぞれ状況の違う在宅を支える大きな力にな

りベストの集団と自負しています(これは、訪問介護事業所でも同じではないでしょうか)。

キャリア豊富な先輩からは、何があってもドーンと構える、あわてないサービスの提供と向き合い方を学びます。後輩からは、最新の医療処置、対応を教えてください。

在宅療養の基本は、今の状況を可能な限り維持し、改善できることは改善できるように、そして悪化を予防することがキーワードと考えています。ご本人、ご家族がどう病気や介護と向き合うか、それにどのように支援(ケア)するかだと思っています。

年齢層の幅の広さ。そして「何があってもドーンと構えて、あわてない」と利用者から評価をいただき、最高のステーションです。

それぞれの年齢で、どんな働き方をするか? 今まさに問われていることです。

「例えをあげて、様々な柔軟な働き方ができること」をPRし、職場環境の調整、柔軟な考え方で埋もれている人材を確保しましょう。

先日、県庁を訪ね「仕事と家庭の両立支援企業の取り組み事業」について説明を聞く機会を得ました。厚労省の政策の中には、次世代育成支援への取り組み等があります。このような制度を活用して事業所のPRを行うことで、人材の呼び込みやマグネット(離職予防)に結びつくのではないかと考えました。

それぞれの地域の自治体を訪ねて、このような使える制度や助成金等を受けることは、事業所の人材不足対策に一石を投じるのではないのでしょうか。



喜らし  
ヒント

### 「お腹がでてきたな、 ひょっとしてメタボ?」 と思ってきた時に手軽 にできるトレーニング

腹筋運動は毎日継続するのは大変ですし、中には苦手の人もいます。

そこで簡単にできる腹筋のトレーニング

- ①腹筋する姿勢で膝を少し立て、上体を少し起こして5秒間止めて戻します。
- ②手を胸の前で合掌するように合わせ、ひじを張って押し合います。
- ③手を胸の前でカギ形に組み、肘を張って左右に引き合います。

運動不足の解消には…

- ①出かける時はバス・電車を使う
  - ②エレベーターをやめて、階段を使う。
  - ③駐車場は遠いところに止め、歩く距離を稼ぐ。
  - ④夏休みは子どもと一緒にラジオ体操を。
- 筋肉量が減ると基礎代謝が落ち、今までと同じだけ食べても太ります。筋肉量の目減りを防ぎましょう!

## 介護保険 なんでも

## Q & A

### Q

デイサービスの方からアクティビティ実施加算についての質問です。

運動器の機能向上加算・栄養改善加算・口腔機能向上加算の届出をしていますが、利用者がこれらのサービスを希望しなかった場合、アクティビティ実施加算を算定できますか?

### A

アクティビティ実施加算は、3つの選択的サービスの実施加算の届出をしていない事業所のみが算定できます。従って、本人が3つのサービスを希望しない場合は、アクティビティ実施加算は算定できません。

届出をしていない事業所がアクティビティ実施加算を算定する要件は、通所介護計画に基づく適切なサービス提供であれば、方法や回数・時間、特別な人員配置などは必要ありません。

## 良い組織、 良い管理者とは？



第一コンサル・  
広島事務所  
西山 仁胤

突然ですが、あなたの事業所は組織としてうまく行っていますか？ もし答えが「NO」であるなら、ひよっとしたら部下の皆さんはこんな不満を抱えておられるかもしれません。

『私がよんやっつくと、上司が思っているかどうか知らない』『私の上司は、私のしていることに関心が無いようだ』『上司は何についてかはっきり理解しないで、「そっか」とか「だめだ」と言いつつ』

これは「管理運営がうまくいっていない組織でよく聞かれる声」というテーマで行なわれたアンケート調査で多かった回答です。どの答えにも共通して言えることは「うちの上司は良く分かっている」という不満が部下の方の心の中にあることです。実際には経営者、管理職の方は、誰よりも社内のことや気になり、いろんなことに気が付いているはずですが、しかしそのことをちゃんと表現しないと、部下の皆さんには伝わらないということなのではないでしょうか。毎日お忙しいとは思いますが、部下の皆さんのご活躍を、具体的な言葉で褒めてあげる時間をとられてはいかがでしょうか。

## 介護輸送サービス事情①

### 介護輸送に係る法的取扱いについて

行政書士 山中 直美

平成16年3月より、訪問介護事業者が介護輸送サービスを行うためには運送業の許可が必要になりましたが、道路運送業法は馴染みが薄いため、なかなか理解されにくいようです。

しかし、この「通院等乗降介助」は需要が多いため、新たなビジネスチャンスと捉え、運送業の許可を取っている事業者が増えているのも事実です。そこで、今回から数回に分けて介護輸送サービスについてお話したいと思います。

訪問介護事業者が通院などのための乗車、または降車の介助（乗降介助）に連続して輸送を行う場合には、道路運送法第4条または43条（一般または特定）の許可が必要です。これを受けずに輸送を行う訪問介護事業所については、介護報酬の対象になりません。訪問介護の事業者指定にあっても、乗降介助については、運送業許可を有していなければ指定を受けることができません。

一方、施設介護者が行う要介護者等の送迎については、自家用輸送であること、つまり許可は不要であることを明確にした上で、安全確保の向上の観点から道路運送法の許可を受けた業者への外部委託を推奨しています。なお、障がい者を対象とする乗降介助においても上記の方針に準じて取り扱うこととされています。

今回は介護事業に関する運送業許可についてお話しする予定です。



#### 山中 直美 プロフィール

広島市中区で行政書士事務所を経営。運送事業関係をメイン業務とし、女だてらに20t以上もある大型特殊車両とも奮闘中。前職はエアロビクスのインストラクターで現職とは全く関係がないのが悩みの種。モットーは一期一会。

<http://www.office-yamanaka.com>



## ヒナ子の“基礎からの労務管理”

特定社会保険労務士 森田 ヒナ子

### 事業所を立ち上げた 事業主さん心得その①

#### 従業員を雇ったらまず、

(1) 「労働条件通知書」を書面で出しましょう。これには①雇用期間 ②勤務場所 ③賃金 ④労働時間 ⑤有給休暇 ⑥退職に関すること（定年など）などが記入されていることが必要です。

#### 次に、

(1) ①労災保険 ②雇用保険 ③社会保険などの加入が必要です。そして、事業所には「就業規則」「賃金規定」など、会社にとっての「法律」を作成する必要があります。

①労災保険……従業員さんが仕事で又は通勤の時、怪我などをされた場合、病院への支払いや休んだ日の賃金を補償する仕組みです。

②雇用保険……従業員さんが辞めた場合、失業保険金をもらうためです。

③社会保険……健康保険と厚生年金保険があります。



#### 森田 ヒナ子 プロフィール

広島市に事務所を置き、人事・労働・社会保険等の事務手続き、助成金申請、給与計算、個別労働紛争手続きなどを行っています。平成18年に特定社会保険労務士資格を取得。平成20年4月社労士法人シャロームを立ち上げました。前職は臨床検査技師で、ある総合病院に勤務しており、医学と社会という仕事内容の落差に現在も少々戸惑っております。

